小規模事業者経営改善資金(マル経融資)について

マル経融資は、商工会の経営指導を半年以上受けている小規模事業者の商工業者が、経営 改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

(詳細は、https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen m.html)

融資審査日:毎月第2金曜日 ※若干の変更有

受付締切日: 当該審査日の前月末(申込書提出を以て、受付完了)

●マル経融資

	融資限度額	融資期間	金 利
運転資金	2,000 万円	7年以内(据置期間1年以内)	1.21%
設備資金		10年以内(据置期間2年以内)	(令和3年4月1日時点)

^{※1,500} 万円を超えるお申込みには事業計画書の作成及び貸付後には半年ごとの実施訪問を受けて頂き、進捗状況をお聞きさせて頂く必要があります。

※一定の要件を満たす設備資金については、上記利率より当初2年間▲0.5%となります。 5年間で2%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる設備投資(設備投資計画書の作成が必要) 詳しくは、商工会までお問い合わせ下さい。

●新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充措置)

	融資限度額	融資期間	金 利
運転資金	別枠 1,000 万円	7年以内(据置期間3年以内)	1.21% 上記金利より
設備資金		10年以内(据置期間4年以内)	当初3年間▲0.9% (令和3年4月1日時点)

[※]新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヵ月間等の売上高又は過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している場合。

※利子補給による実質無利子の対象となります。

融資対象	① 従業員20人以下宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業5人以下の法人・個人事業		
	主の方		
	② 従前から商工会の経営指導を受けている。		
	③ 最近 1 年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている。		
	4 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる。		
	⑤ 所得税、法人税、事業税、住民税を完納している。		
必要書類	① 前期・前々期の決算書および確定申告書		
	② 決算後6ヶ月以上経過の場合は最近の試算表		
	③ 税務署受付印のある確定申告書又は電子申告の受信通知を印刷したもの		
	④ 会社の登記事項証明書		
	⑤ 許認可業種の場合は許可証		
	⑥ 見積書・カタログ等(設備資金の申込みの場合)		
	※新規のご相談の場合は不動産の登記事項証明書		

問い合わせ

ご不明な点等は気軽にお問い合わせ下さい。

取扱期日: 令和3年6月30日